

資料編

1 人口等の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成21年以降、302,000人～305,000人前後で推移しており、平成26年4月1日現在305,214人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、14歳以下の年少人口は、平成21年以降、43,000～44,000人台推移しながら徐々に減少しており、直近5年間で878人減少しています。

一方、65歳以上の老年人口は一貫して増加しており、平成26年4月1日現在で72,000人を超えています。このように、本市においても着実に少子高齢化が進行しています。

平成26年4月1日現在の年齢3区分別人口構成比を福岡県・全国と比較すると、本市の年少人口（0～14歳）は総人口の14.2%を占めており、福岡県（13.6%）や全国（12.8%）をやや上回っています。

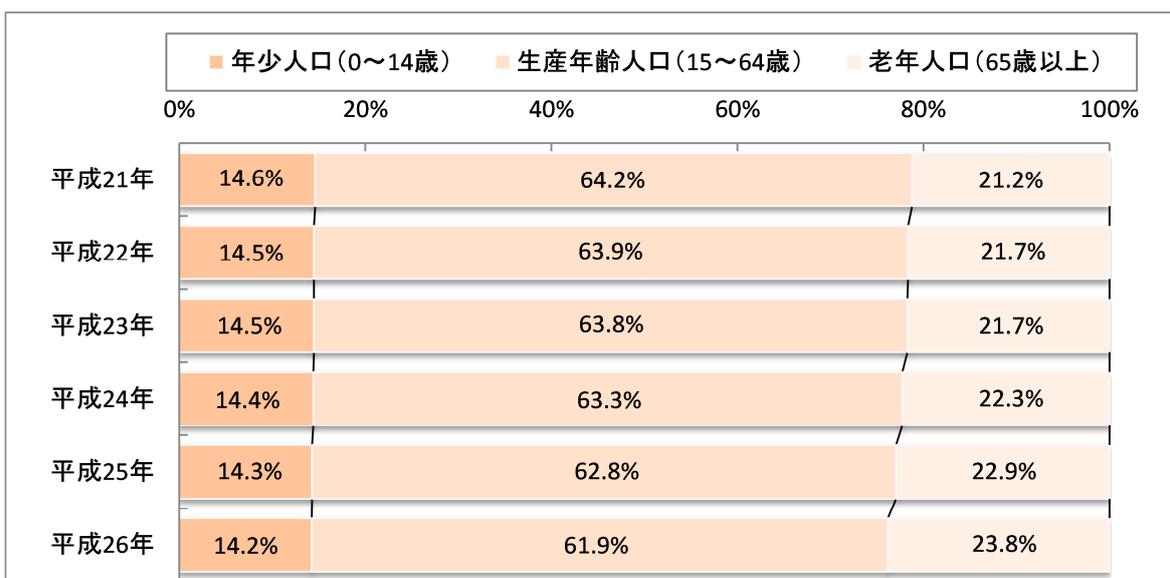
図表－13 人口の推移 (単位:人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	303,233	302,964	302,567	302,333	304,831	305,214
年少人口 (0～14歳)	44,356 14.6%	43,911 14.5%	43,779 14.5%	43,578 14.4%	43,573 14.3%	43,478 14.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	194,590 64.2%	193,448 63.9%	193,117 63.8%	191,449 63.3%	191,353 62.8%	189,038 61.9%
老年人口 (65歳以上)	64,287 21.2%	65,605 21.7%	65,671 21.7%	67,306 22.3%	69,905 22.9%	72,698 23.8%

資料/住民基本台帳(4月1日現在)

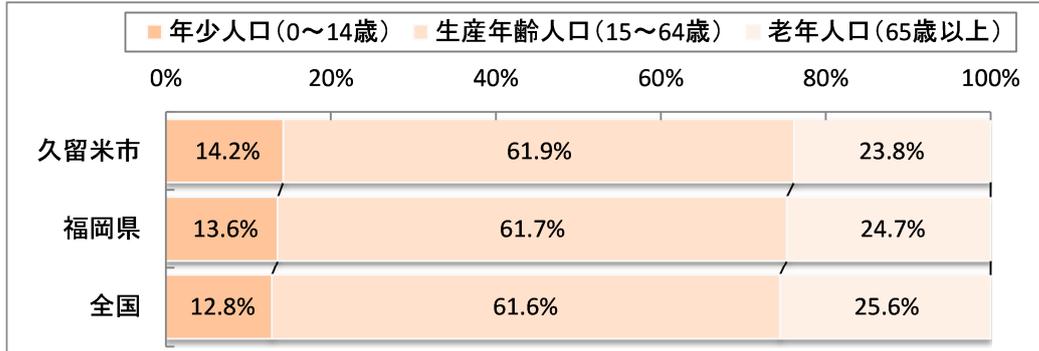
※住民基本台帳法の改正により、平成25年以降は、外国人住民を含んだ数値(以下同じ)

図表－14 年齢3区分別人口構成比の推移



資料/住民基本台帳(4月1日現在)

図表－15 年齢3区分別人口構成比の比較（久留米市・福岡県・全国）
[平成26年]



資料／久留米市：住民基本台帳（平成26年4月1日現在）

福岡県：人口移動調査（平成26年4月1日現在）※年齢不詳を除外した割合

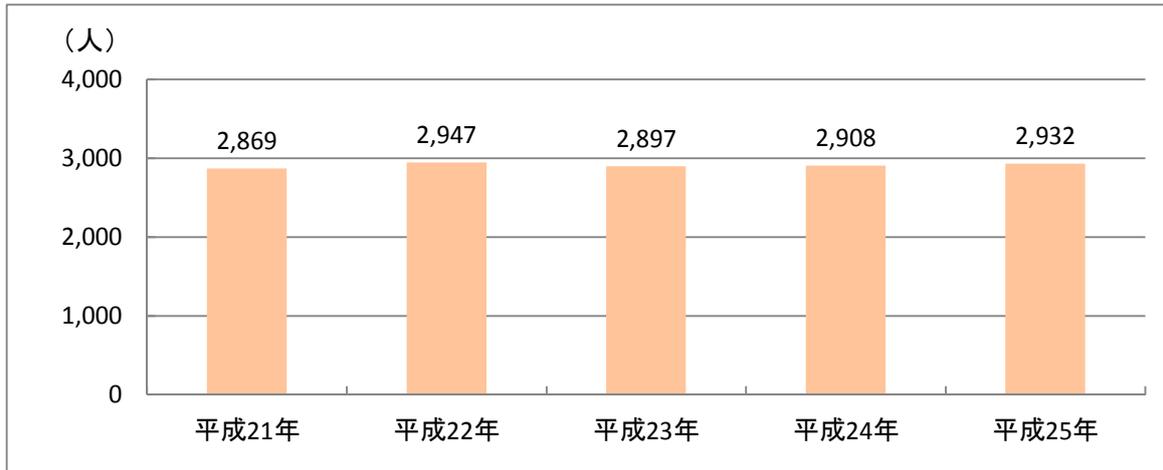
全国：総務省統計局推計人口（平成26年4月1日現在[確定値]）

(2) 出生の状況

本市の出生数は、平成21年以降、2,900人前後で推移しています。

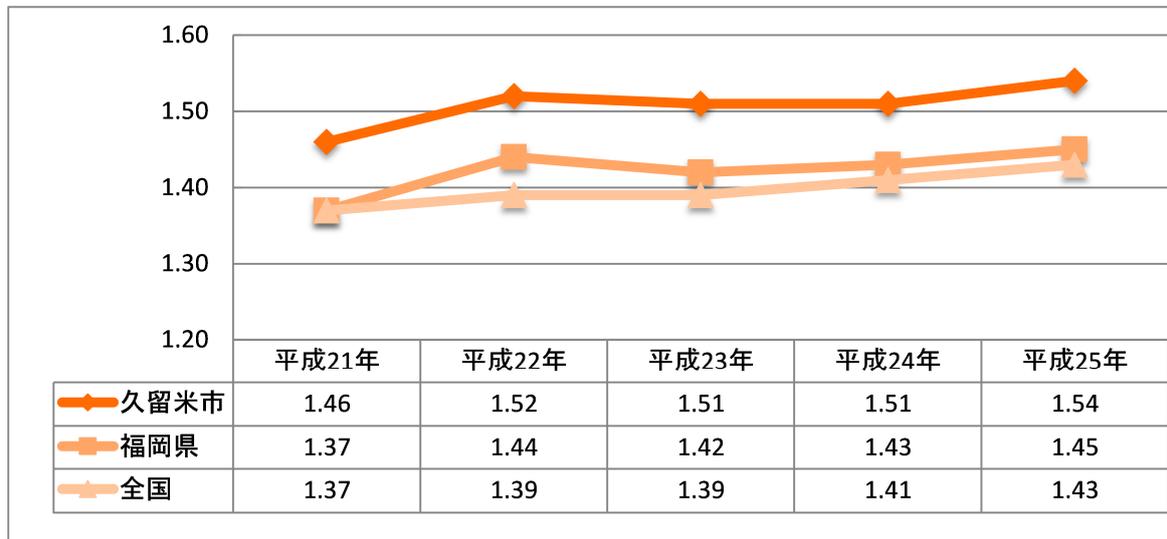
また、一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す値である合計特殊出生率は、1.5前後で推移しており、全国・福岡県と比較するとやや高い水準を維持できていますが、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.07には及ばない状況です。

図表－16 出生数の推移



資料／厚生労働省人口動態統計

図表－17 合計特殊出生率の推移



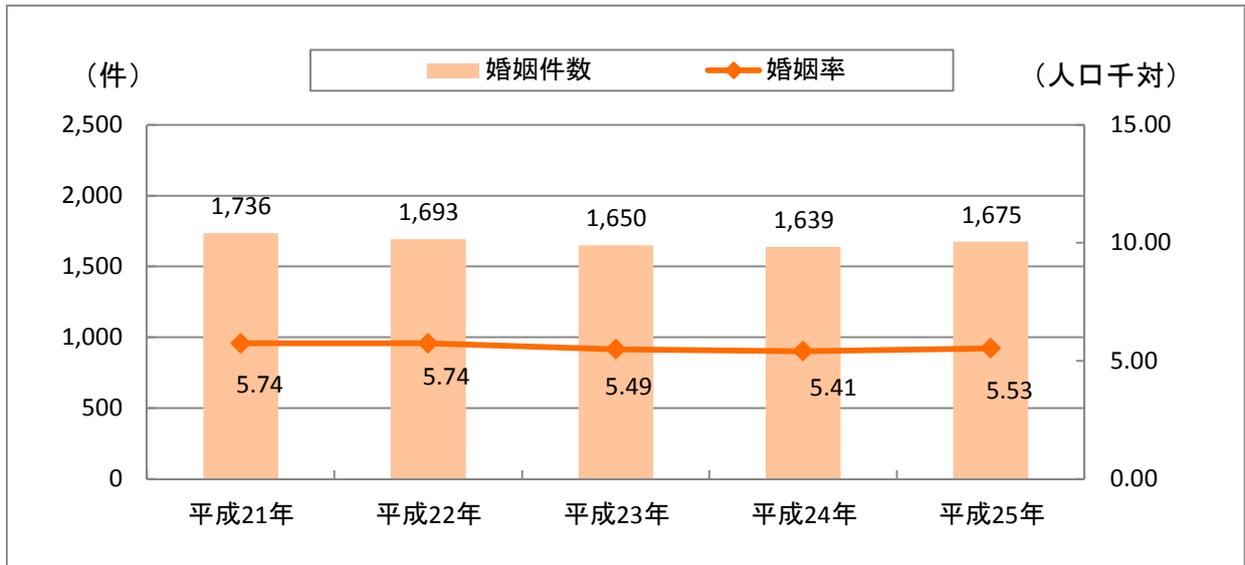
資料／久留米市：出生数は厚生労働省人口動態統計、女性人口は10月1日現在住民基本台帳人口を用いて算出
福岡県、全国：厚生労働省人口動態統計

(3) 婚姻の状況

本市の婚姻件数は、平成22年以降、年間1,700件を下回っており、平成25年では1,675件（婚姻率5.53）となっています。

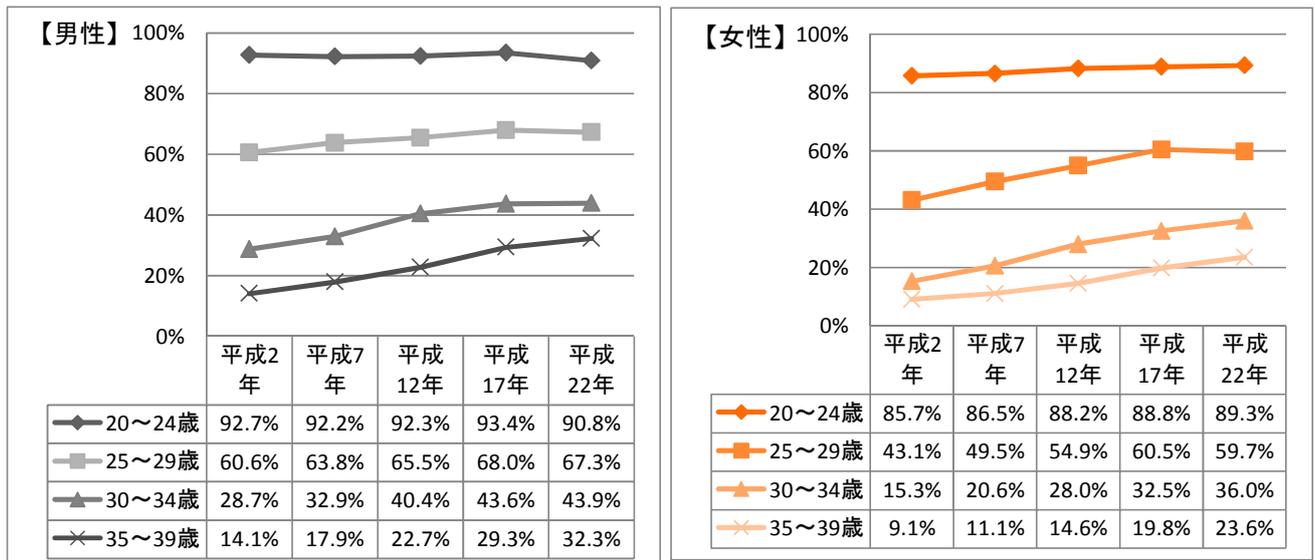
本市の20・30歳代の未婚率の状況を国勢調査結果からみると、男女とも20歳代では近年上昇がやや鈍化していますが、30歳代の未婚率は顕著に上昇しています。

図表-18 婚姻件数・婚姻率（人口千対）の推移



資料／厚生労働省人口動態統計

図表-19 未婚率の推移



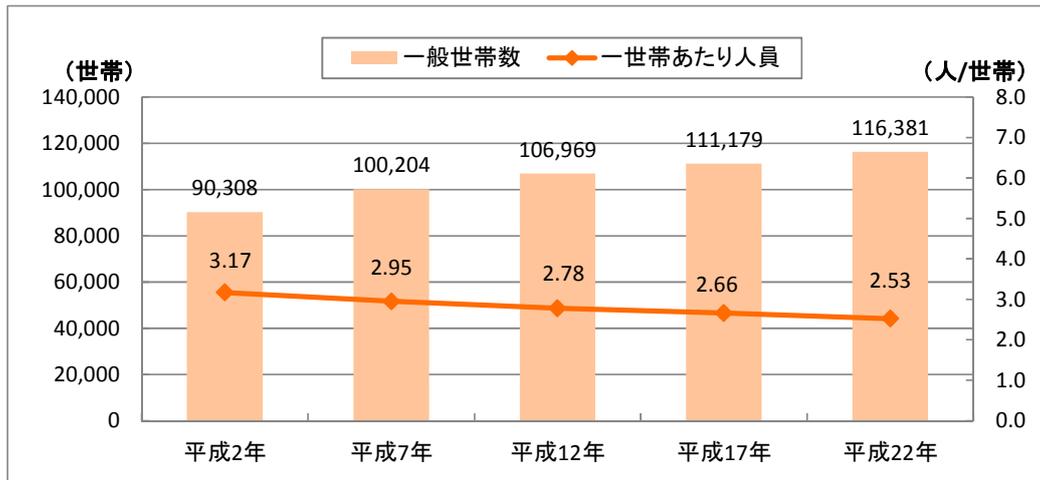
資料／総務省統計局国勢調査

(4) 子育て家庭の状況

① 世帯数と一世帯あたり人員

国勢調査による世帯数の推移をみると、本市の世帯数は一貫して増加しており、平成17年の市町村合併以降、11万人を超えています。その一方で、一世帯あたり人員は減少を続けており、平成22年では2.53人と、世帯の核家族化が進行しています。

図表-20 世帯数と一世帯あたり人員の推移



資料／総務省統計局国勢調査

② 子どもがいる世帯

一般世帯数全体は増加していますが、18歳未満の子どもがいる世帯数は減少しており、平成22年では6歳未満がいる世帯：11,913世帯（一般世帯に占める割合：10.2%）、18歳未満がいる世帯：28,921世帯（同：24.9%）となっています。

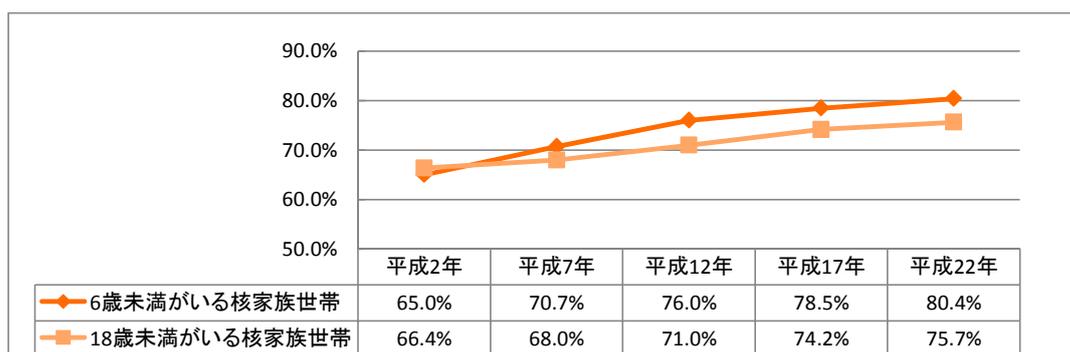
また、18歳未満の子どもがいる世帯において、親と子のみの核家族世帯の割合が一貫して上昇しており、平成22年では、6歳未満がいる世帯の8割（80.4%）が核家族世帯となっています。

図表-21 子どもがいる世帯数の推移 (単位:世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	90,308	100,204	106,969	111,179	116,381
6歳未満がいる世帯	14,617	13,980	13,692	13,197	11,913
一般世帯に占める割合	16.2%	14.0%	12.8%	11.9%	10.2%
18歳未満がいる世帯	37,732	35,300	32,873	30,981	28,921
一般世帯に占める割合	41.8%	35.2%	30.7%	27.9%	24.9%

資料／総務省統計局国勢調査

図表－22 子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合の推移



資料／総務省統計局国勢調査

③ ひとり親家庭の状況

平成22年の国勢調査でひとり親家庭の状況を見ると、本市のひとり親家庭は母子家庭世帯：3,219世帯（一般世帯に占める割合：2.8%）、父子家庭世帯：226世帯（同：0.2%）となっています。

一般世帯に占めるひとり親家庭の割合は福岡県とほぼ同率となっています。

図表－23 ひとり親家庭の状況（平成22年）

	一般世帯数	母子家庭世帯		父子家庭世帯	
		実数	構成比	実数	構成比
久留米市	116,381	3,219	2.8%	226	0.2%
福岡県	2,106,654	56,646	2.7%	4,701	0.2%
全国	51,842,307	1,132,504	2.2%	120,914	0.2%

資料／総務省統計局国勢調査

※母子家庭世帯：18歳未満の子どもがいる世帯のうち、女親と子どもからなる世帯

父子家庭世帯：18歳未満の子どもがいる世帯のうち、男親と子どもからなる世帯

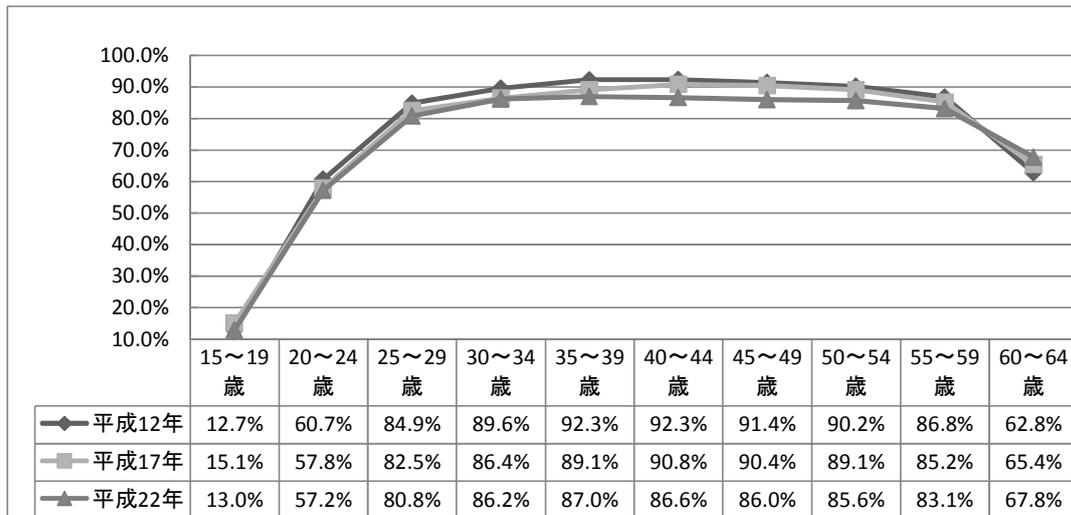
(5) 就業の状況

平成22年の国勢調査で15歳以上の就業率をみると、男性は20歳代後半から50歳代後半にかけて8～9割の水準にあります。年次別の推移をみると、60歳代前半を除き、各年齢層において就業率が低下傾向にあります。

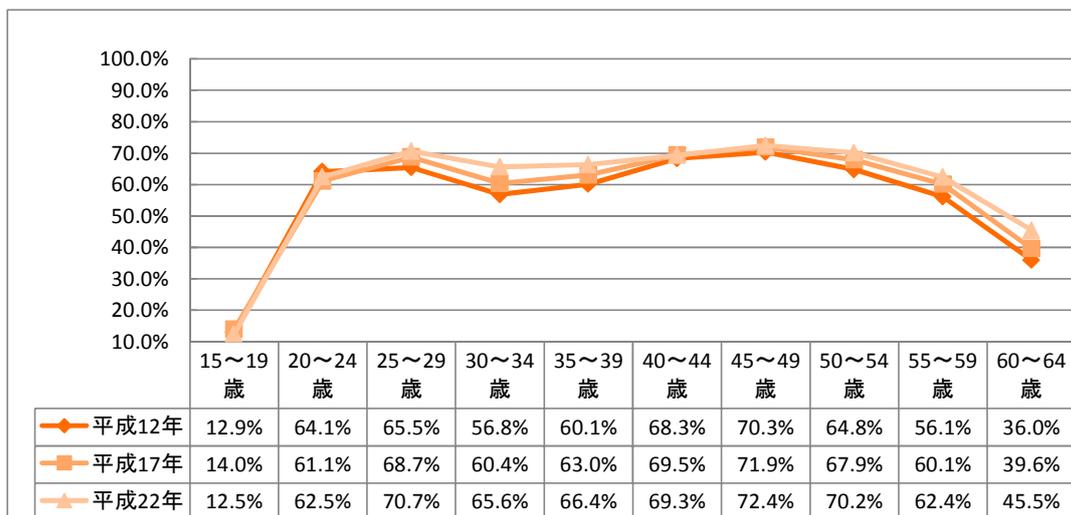
一方、女性では、一般的に「M字カーブ」といわれる25～29歳層及び45～49歳層を左右のピークとし、35～39歳層を底とする状況が見られます。また、年次別の推移をみると、10歳代を除き、各年齢層において就業率が上昇傾向にあります。

図表-24 性・年齢別就業率の推移

【男性】



【女性】



資料／総務省統計局国勢調査

2 教育・保育施設等の状況

(1) 認可保育所の状況

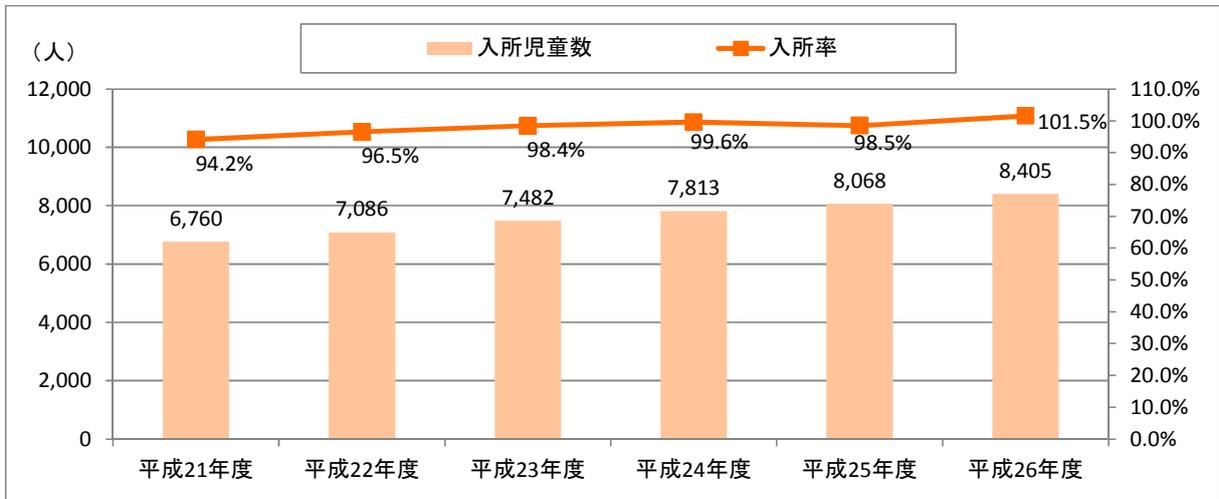
平成26年度現在、本市には75園の認可保育所があります（幼保連携型・保育所型認定こども園含む）。平成21年度以降、入所児童数は増加し続けており、平成26年4月1日現在で8,405人（0～5歳児全体の47.9%）が入所しています。

また、平成21年度以降、施設整備や定員拡充を図ってきましたが、定員に対する入所者の割合（入所率）は平成26年度では100%を超えています。

図表-25 認可保育所の状況

（単位：人、か所）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所対象児童数（0-5歳）【A】	17,008	16,990	17,079	17,230	17,382	17,532
認可保育所数	66	66	73	74	75	75
公立	15	12	12	12	12	12
私立	51	54	61	62	63	63
定員【B】	7,180	7,340	7,600	7,845	8,192	8,278
入所児童数（4月1日現在）【C】	6,760	7,086	7,482	7,813	8,068	8,405
公立	1,380	1,230	1,280	1,344	1,347	1,380
私立	5,380	5,856	6,202	6,469	6,721	7,025
入所率【C/B】	94.2%	96.5%	98.4%	99.6%	98.5%	101.5%
利用率【C/A】	39.7%	41.7%	43.8%	45.3%	46.4%	47.9%
待機児童数	-	2	14	13	15	9



資料／児童保育課調べ

※幼保連携型・保育所型認定こども園含む

※平成21年度の待機児童数は不明

(2) 幼稚園の状況

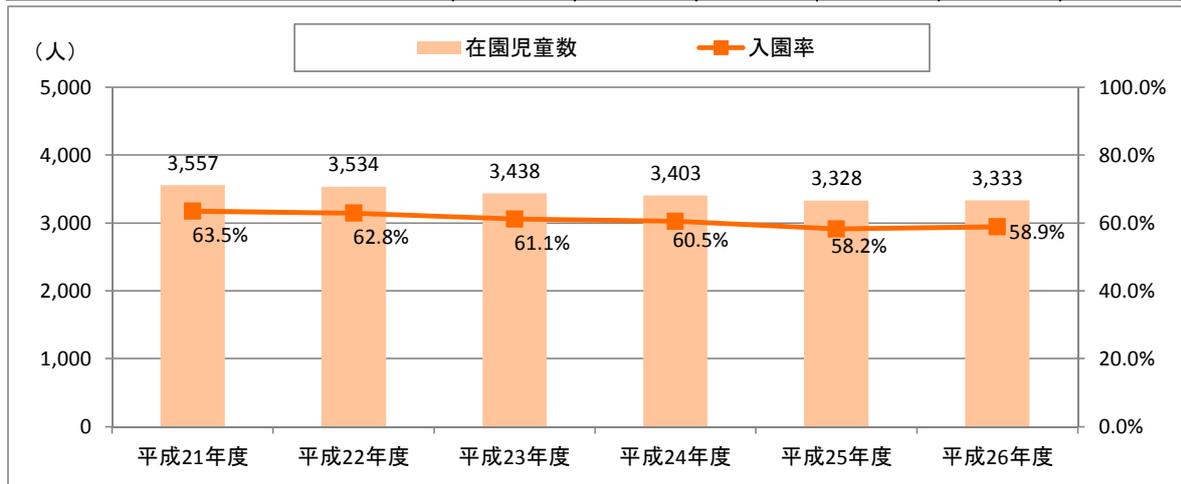
平成26年度現在、本市には29園の幼稚園があります（幼保連携型・幼稚園型認定こども園含む）。平成21年度以降、在園児童数は減少傾向にありますが、平成26年5月1日現在で3,333人（0～5歳児全体の38.0%）が入園しています。

また、平成21年度以降、定員に対する在園児童数の割合（入園率）も低下傾向にあり、平成26年度では58.9%となっています。

図表-26 幼稚園の状況

(単位:人、か所)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入園対象児童数(3-5歳)【A】	8,360	8,459	8,431	8,522	8,569	8,765
幼稚園数	30	30	30	30	30	29
公立	0	0	0	0	0	0
私立	30	30	30	30	30	29
定員【B】	5,605	5,625	5,625	5,625	5,720	5,662
在園児童数(5月1日現在)【C】	3,557	3,534	3,438	3,403	3,328	3,333
公立	0	0	0	0	0	0
私立	3,557	3,534	3,438	3,403	3,328	3,333
入園率【C/B】	63.5%	62.8%	61.1%	60.5%	58.2%	58.9%
利用率【C/A】	42.5%	41.8%	40.8%	39.9%	38.8%	38.0%



資料／子ども育成課調べ

※幼保連携型・幼稚園型認定こども園含む

※在園児童数は、市内幼稚園に通う市内在住園児の人数

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

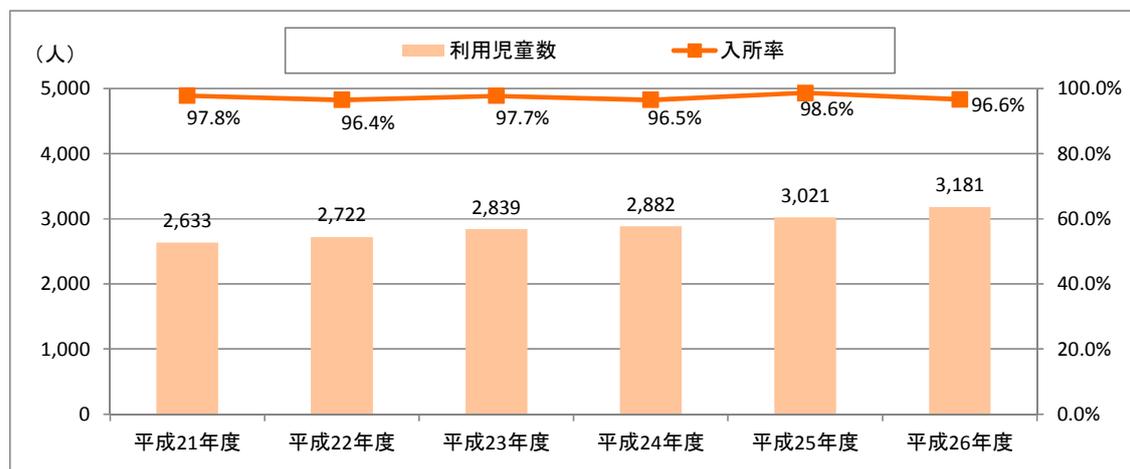
平成26年度現在、本市には75か所の放課後児童クラブ(学童保育所)があります。平成21年度以降、入所児童数は増加し続けており、平成26年5月1日現在で3,181人(小学1~3年生全体の40.0%)が利用しています。

また、平成21年度以降、施設整備や定員拡充を図ってきましたが、定員に対する利用児童数の割合(入所率)は毎年95%を超えています。

図表-27 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

(単位:人、クラブ)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所対象児童数(1-3年生)【A】	8,685	8,372	8,275	7,990	7,950	7,959
放課後児童クラブ数	49	50	55	62	69	75
定員数(1-3年生)【B】	2,693	2,823	2,906	2,988	3,063	3,292
利用児童数(1-3年生)【C】	2,633	2,722	2,839	2,882	3,021	3,181
入所率【C/B】	97.8%	96.4%	97.7%	96.5%	98.6%	96.6%
利用率【C/A】	30.3%	32.5%	34.3%	36.1%	38.0%	40.0%



資料/子ども育成課調べ

(4) 小学校・中学校の状況

平成26年度現在、本市には市立小学校が46校あり、664学級に16,387人の児童が通学しています。

また、市立中学校は17校あり、266学級に8,157人の生徒が通学しています。

図表－28 小学校・中学校の状況

(単位:人、か所、クラス)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	学校数	46	46	46	46	46	46
	学級数	647	644	647	655	664	664
	特別支援学級	68	71	80	84	87	96
	児童数	17,578	17,310	17,029	16,738	16,545	16,387
中学校	学校数	17	17	17	17	17	17
	学級数	260	261	264	263	264	266
	特別支援学級	31	33	32	33	35	38
	生徒数	8,411	8,268	8,329	8,242	8,211	8,157

資料/学校基本調査(5月1日現在)

3 ニーズ調査（久留米市子育てに関するアンケート調査）の結果

（1）ニーズ調査の概要

市民の教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の基礎資料とするため、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査（久留米市子育てに関するアンケート調査）を実施しました。

また、この調査を補足する調査として、幼稚園児の保護者と小学生の保護者を対象とした就労状況等に関するアンケート調査を実施しました。

図表－29 ニーズ調査の設計と回収結果

調査名	久留米市子育てに関するアンケート調査
調査対象	就学前児童を養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による層化無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促状1回使用）
標本数	3,200人
有効回収数（有効回収率）	2,018人(63.1%)
調査期間	平成25年10月15日～平成25年10月27日

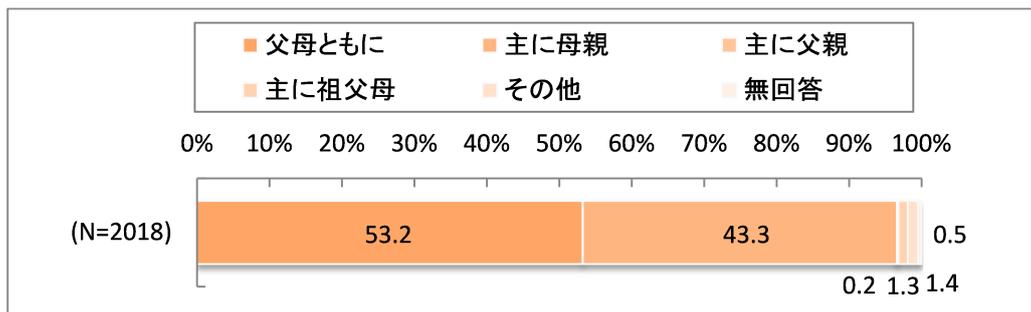
(2) 主な調査結果

① 子育て家庭の状況

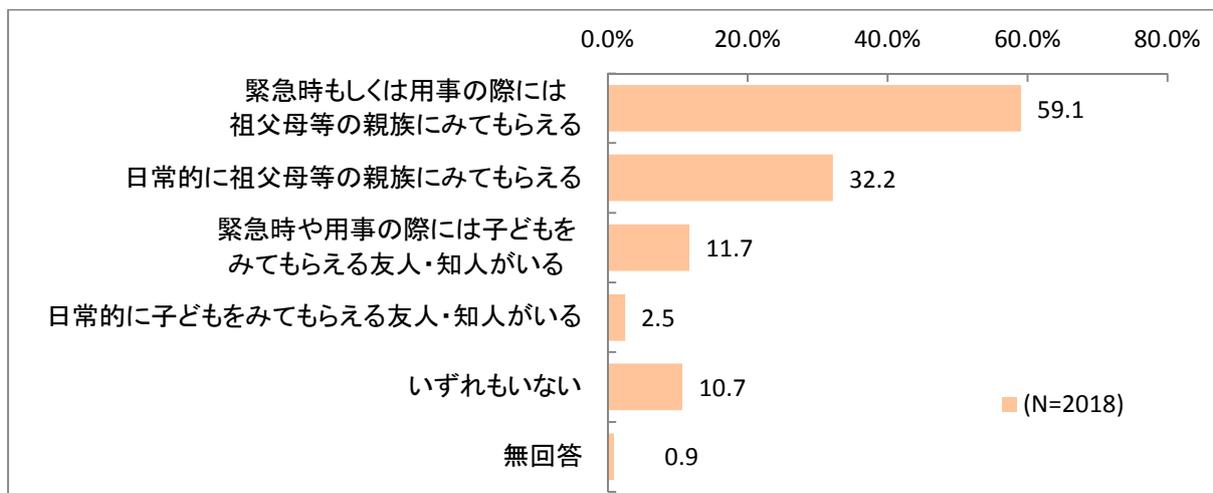
父母ともに子どもの世話をしている子育て家庭が過半数を占めている一方で、4割強の家庭では、母親のみが主に子育てをしている状況です。

緊急時等の預け先として、祖父母等の親族がいる家庭が多くなっていますが、預け先がない人も1割程度います。

図表-30 主な保育者（子どもの世話をしている人）



図表-31 子どもを預けられる人の状況

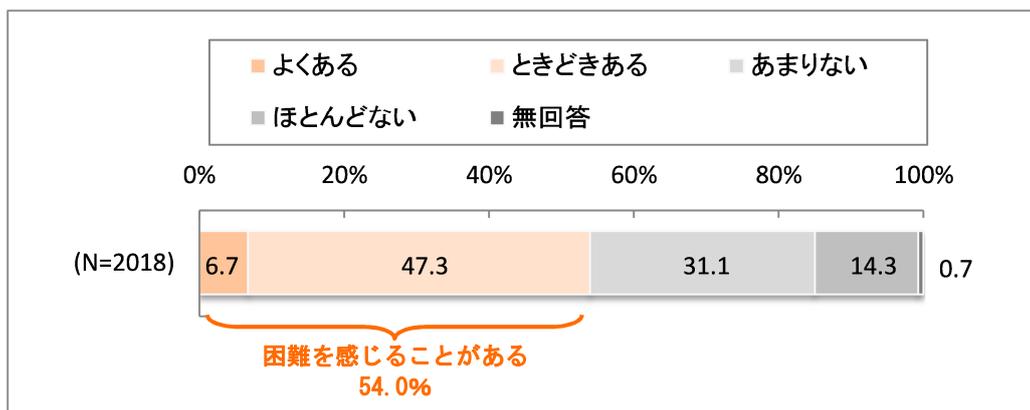


② 子育てに対する意識

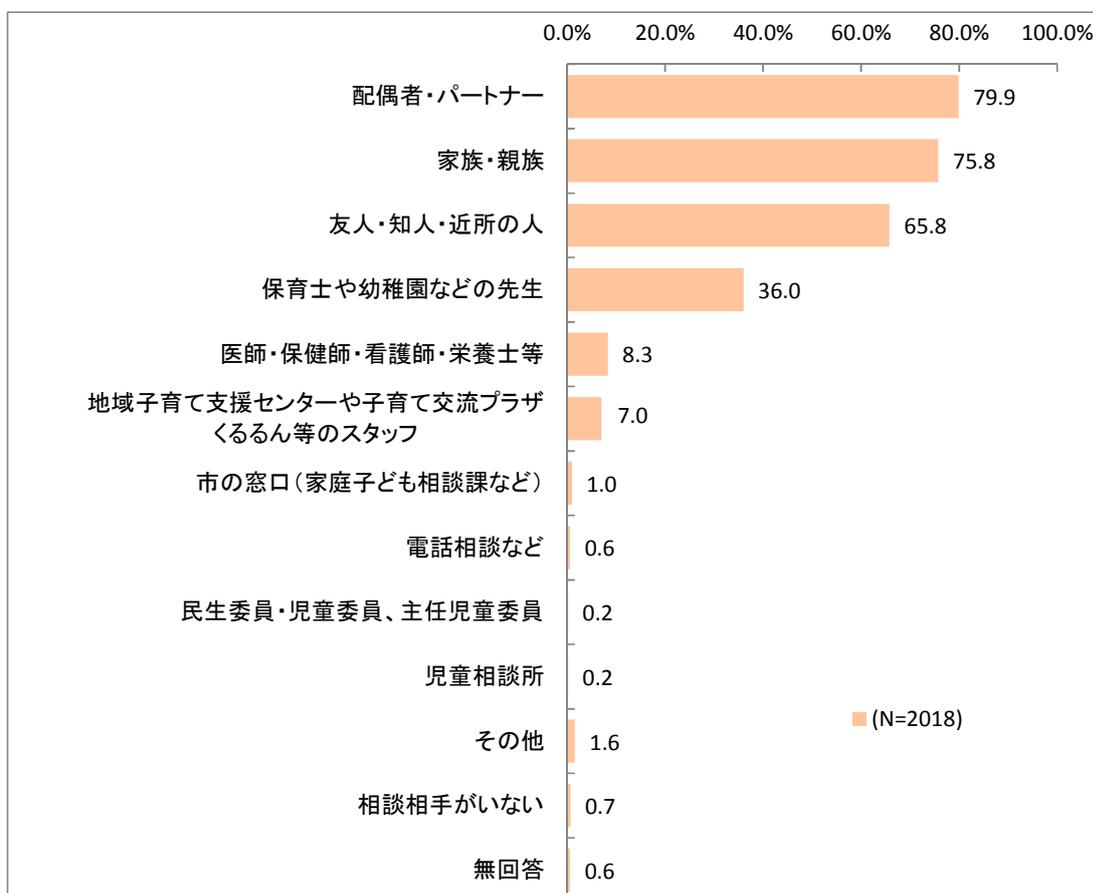
子育てに困難を感じることがある保護者が 54.0%と過半数を占めています（「よくある」6.7% + 「ときどきある」47.3%）。

子育てに関する悩みや不安については、8割程度の方が「配偶者・パートナー」（79.9%）や「家族・親族」（75.8%）に相談しており、次いで「友人・知人・近所の人」（65.8%）や「保育士や幼稚園などの先生」（36.0%）となっています。

図表－32 子育てに困難を感じることの有無



図表－33 子育てに関する悩みや不安の相談先

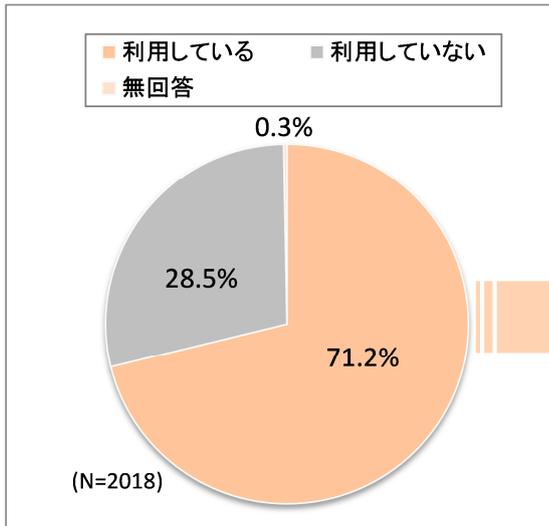


③ 平日の定期的な教育・保育について

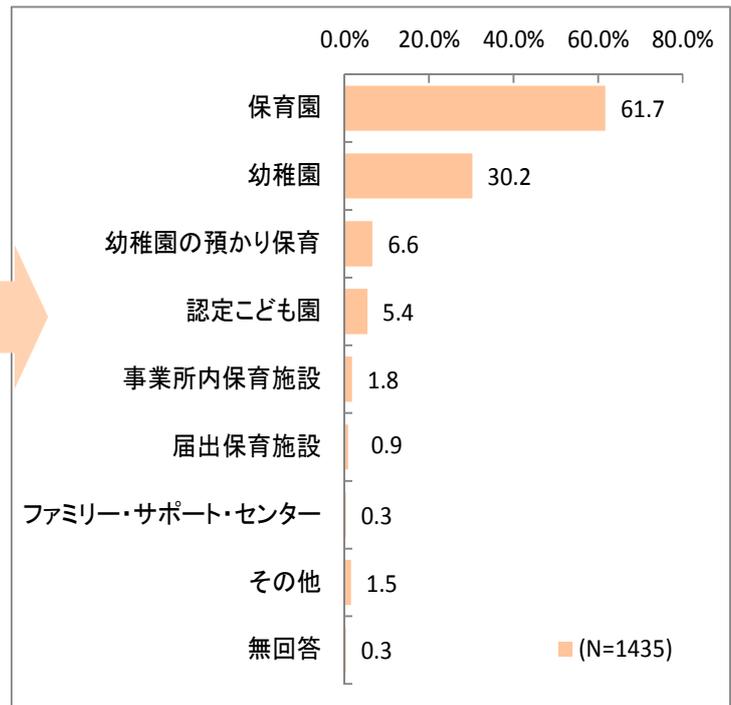
平日の定期的な教育・保育を利用している人が7割を超えています。
 利用している教育・保育の種類をみると、「保育園」(61.7%)が6割を超えており、次いで「幼稚園」(30.2%)となっています。
 今後利用したい場所については、「居住地の近く」(80.6%)が8割と大半を占めています。

図表-34 平日の定期的な教育・保育の利用状況

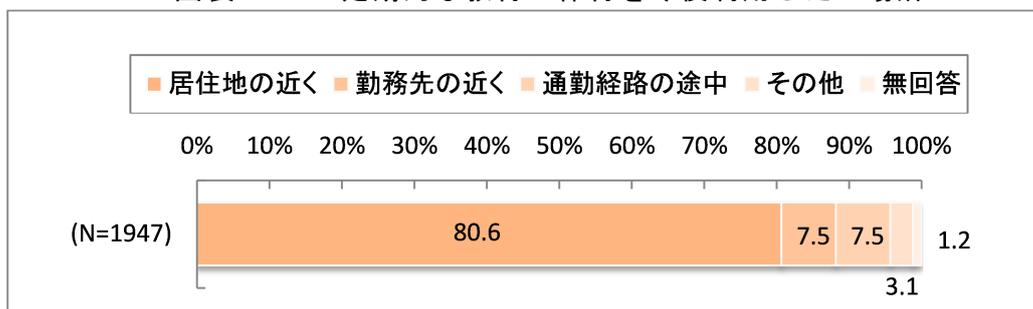
【定期的な教育・保育の利用状況】



【利用している教育・保育の種類】



図表-35 定期的な教育・保育を今後利用したい場所

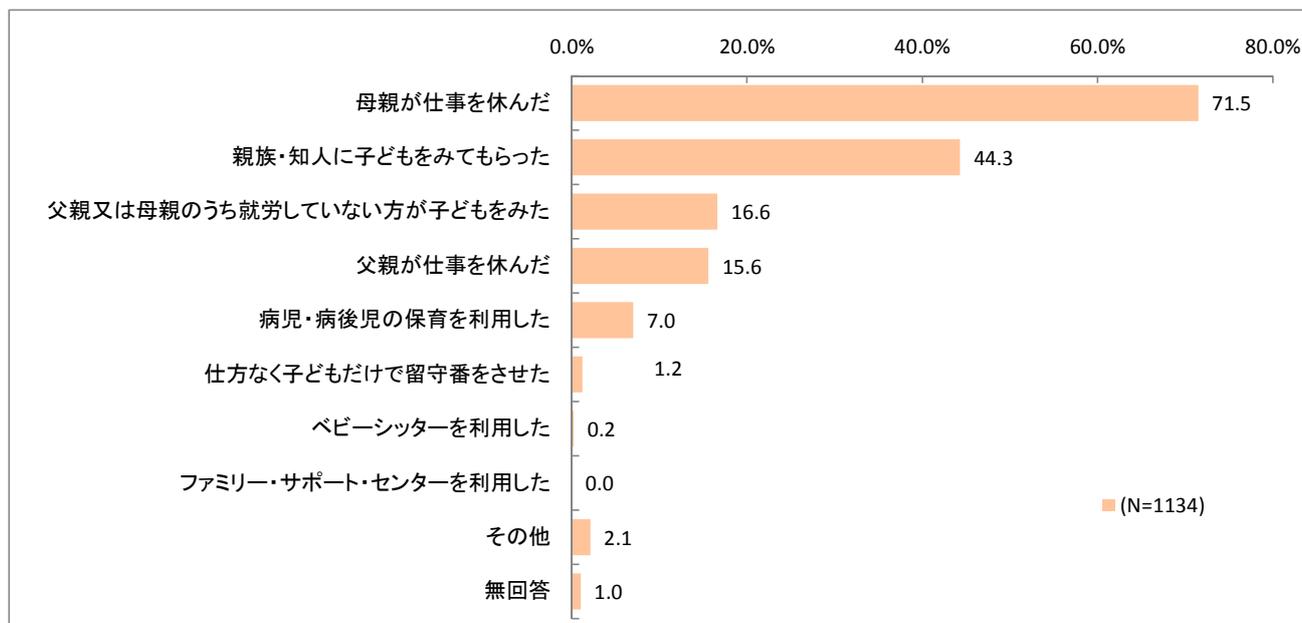


④ 子どもの病気時の対応について

平日定期的に保育所や幼稚園での教育・保育事業を利用している人の8割(79.0%)は、過去1年間のうちに、子どもの病気やケガのために教育・保育事業が利用できなかったことがあったと回答しています。

その際の対処方法では、母親が仕事を休んで対処している家庭(71.5%)が7割を超えています。

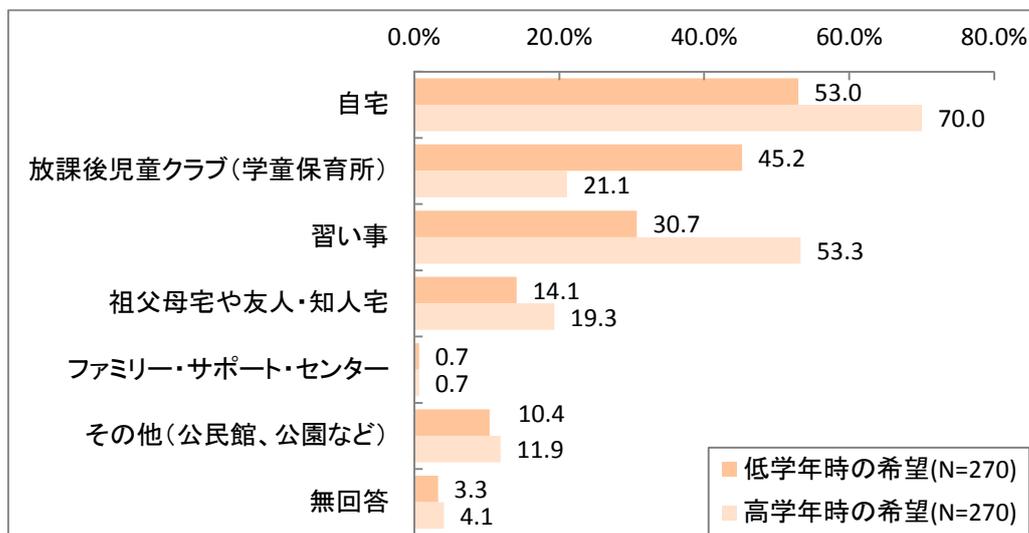
図表-36 子どもの病気等のために教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法



⑤ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

子どもが来年度小学生になる人に、小学校低学年・高学年になったときに放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、低学年・高学年ともに「自宅」(低学年:53.0%、高学年:70.0%)が最も多くなっています。これに低学年では「放課後児童クラブ(学童保育所)」(45.2%)、高学年では「習い事」(53.3%)が続いています。

図表-37 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

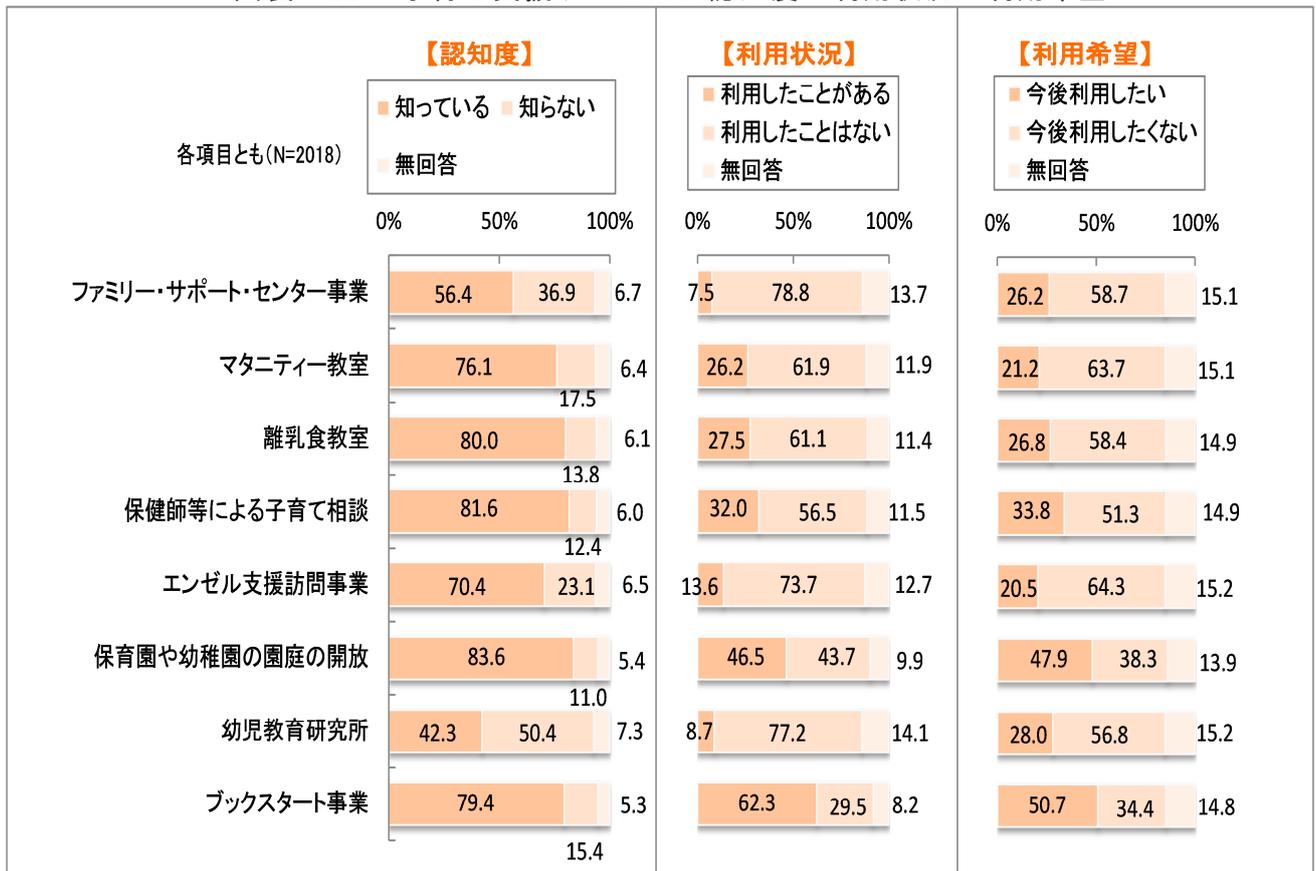


⑥ 子育て支援サービスについて

認知度の高いサービスは「保育園や幼稚園の園庭の開放」や「保健師等による子育て相談」、
「離乳食教室」で、いずれも 8 割を超えています。

利用率の高いサービスは「ブックスタート事業」や「保育園や幼稚園の園庭開放」、
「保健師等による子育て相談」等であり、利用希望については「ブックスタート事業」が最も多く、半数
の人が希望しています。

図表－38 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用希望

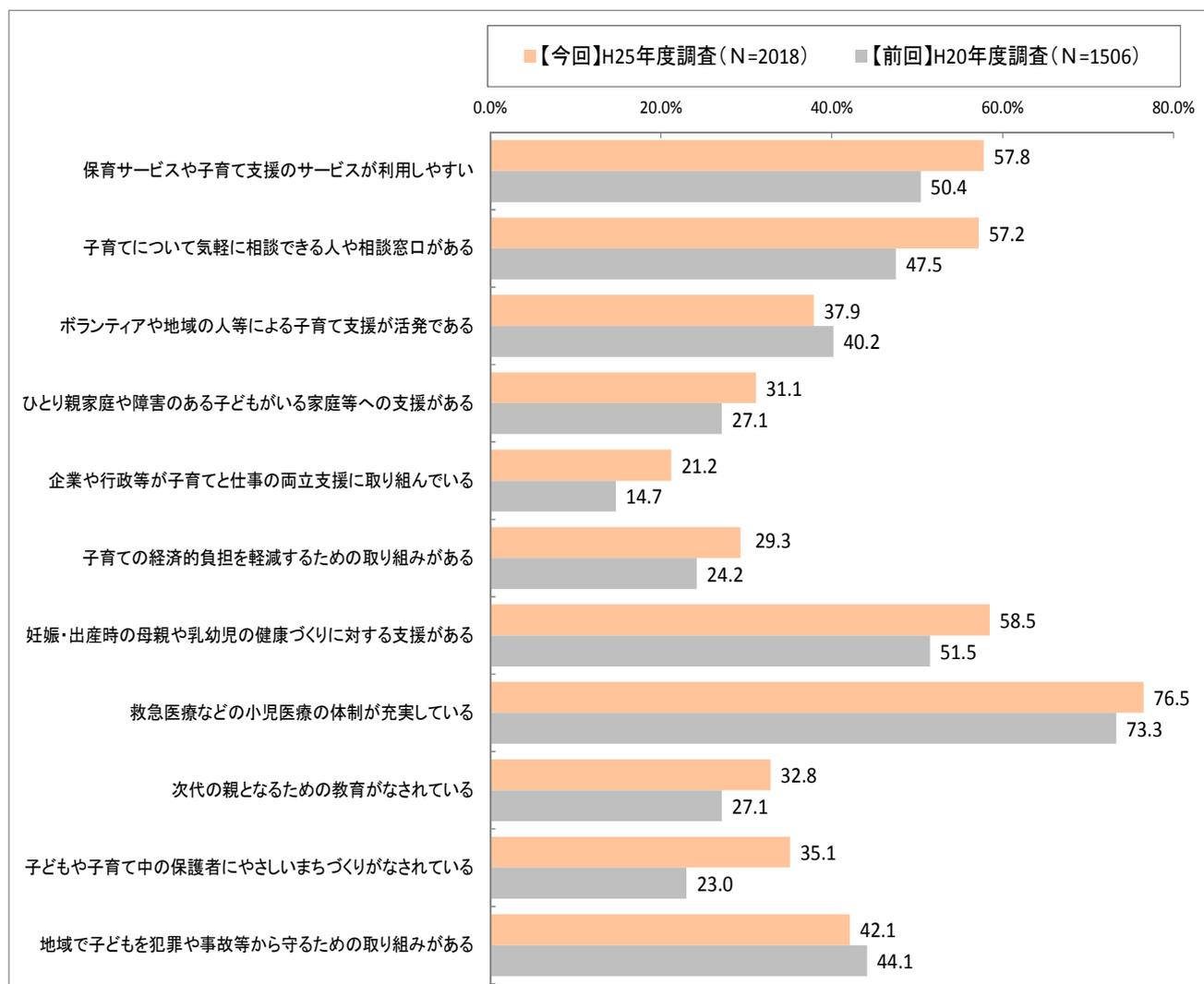


⑦ 久留米市の子育て環境に対する評価

久留米市の子育て環境について、評価している人の割合（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせた『思う』の割合）が最も高い項目は、「救急医療などの小児医療の体制が充実している」（76.5%）であり、以下「妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」（58.5%）、「保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」（57.8%）、「子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口がある」（57.2%）となっています。

平成20年度に実施した前回調査と比較すると、「保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」（+7.4ポイント）や「子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口がある」（+9.7ポイント）、「妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」（+7.0ポイント）、「子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている」（+12.1ポイント）などで評価している人の割合が高まっています。

図表－39 久留米市の子育て環境に対する評価（経年比較）

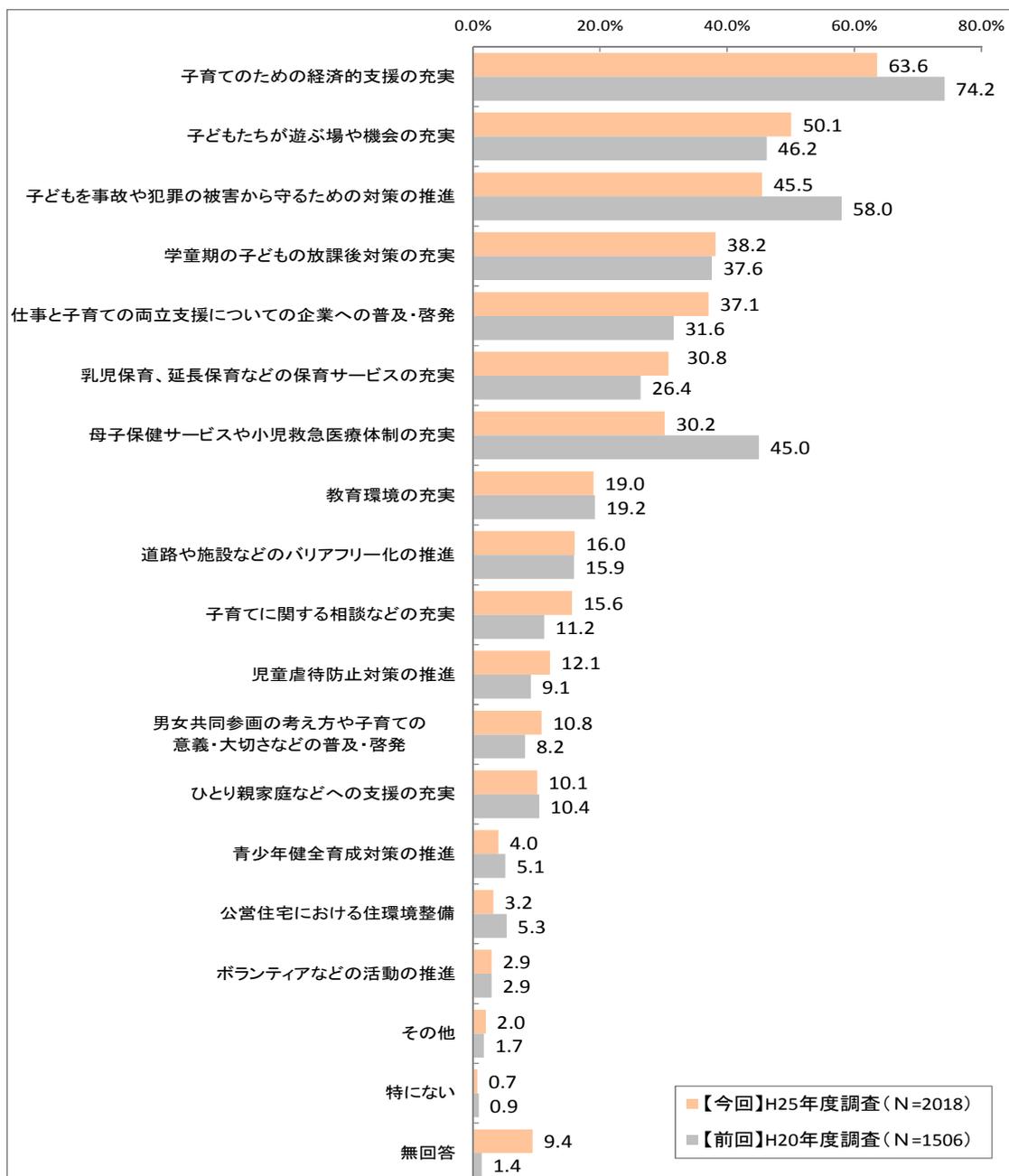


⑧ 子育て支援として久留米市に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために久留米市に期待することは、「子育てのための経済的支援の充実」(63.6%)が最も多く、次いで「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」(50.1%)、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(45.5%)、「学童期の子どもの放課後対策の充実」(38.2%)となっています。

平成20年度に実施した前回調査と比較すると、「仕事と子育ての両立支援についての企業への普及・啓発」(+5.5ポイント)や「乳児保育、延長保育などの保育サービスの充実」(+4.4ポイント)、「子育てに関する相談などの充実」(+4.4ポイント)は期待する人の割合が4～5ポイント程度伸びています。これに対して「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(▲14.8ポイント)や「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(▲12.5ポイント)、「子育てのための経済的支援の充実」(▲10.6ポイント)は期待する人の割合が10ポイント以上減少しています。

図表－40 子どもを健やかに生み育てるために久留米市に期待すること（経年比較）



4 グループインタビューの結果

(1) グループインタビューの概要

子育て中のさまざまな立場の市民から意見を聴取し、本計画策定の参考とすることを目的として、平成26年8月にグループインタビューを実施しました。

対象 障害のある子どもの保護者、多胎児の保護者、ひとり親家庭、子育て中の外国人、子育て中の父親 など

(2) 主なインタビュー結果

① 久留米市の子育て環境に対する評価（良い点）

- 地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん等の子育て支援拠点・相談窓口が多いことが評価されている。
- 多様な子育て家庭への配慮として、幼児教育研究所やエンゼル応援隊等の本市独自の取組が評価されている。
- 救急医療などの医療体制が充実していることについても複数の団体から評価を得ている。

【主な意見】

■ 子育て支援拠点や子育てに関する相談窓口について

- ・地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん等、子連れで行ける拠点・相談窓口が多い。

■ 多様な家庭に配慮した独自の取組について

- ・障害児等の発達に支援を要する子どもに対する支援が充実している（幼児教育研究所、発達支援事業、保育所全園での加配など）。
- ・エンゼル応援隊（エンゼル支援訪問事業）による産前・産後の支援がある。
- ・母子健康手帳等が多言語に翻訳され、外国人にも配慮されている。

■ 医療体制について

- ・医療機関が多く、救急医療体制も充実していて安心である。

② 久留米市の子育て環境の課題（改善すべき点、課題解決のために必要なこと）

- 病児保育や緊急時の一時預かり等の充実が求められている。
- 障害児や多胎児の保護者に対する保健師等訪問事業の充実やピアカウンセリングの仕組みづくりなど、きめ細やかな配慮を必要とする家庭への支援が必要とされている。
- 子育てに関する情報提供として、アウトリーチ型の情報提供や行政内部での関連情報の共有、ホームページ等の情報提供媒体の充実が必要とされている。
- このほか、子育ての経済的負担の軽減や、休日の遊び場の確保等の子連れにやさしい環境づくりについての要望があがっている。

【主な意見】

■ 教育・保育、子育て支援事業について

- ・病児保育の体制が不十分である（実施施設数・定員とも不足、遠方から利用しにくい）。
- ・緊急時の預かり先が少ない（小学生の緊急時の預かり先が少ない、ファミリー・サポート・センター事業は利用しにくい）。
- ・放課後児童クラブの長期休暇中のみの預かりを行ってほしい。
- ・エンゼル応援隊（エンゼル支援訪問事業）をさらに充実してほしい（利用日時等の拡大、費用負担軽減 など）。

■ きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援について

- ・幼児教育研究所のような相談機関を増やしてほしい。
- ・障害児の保護者への切れ目のない支援が必要である（就学前～就学後～卒業までの将来ビジョンが描けるような支援 など）。
- ・保健師等による訪問事業について、障害児や多胎児の家庭に対し、よりきめ細やかな配慮ができるよう、充実してほしい（各家庭の状況に応じた情報提供、スタッフの資質向上、継続訪問 など）。
- ・同じ境遇の保護者同士が交流や情報交換できる機会や仕組みを作してほしい（障害児や多胎児の保護者同士のピアカウンセリングの場・機会づくり、保健師等訪問事業への先輩保護者の同行 など）。
- ・外国人の保護者の子育て支援については、各国の交流会等の当事者団体と連携して取り組んでほしい。

■ 子育てに関する情報提供について

- ・資料の配布だけでは必要な支援につながらない保護者が多い。アウトリーチ型の情報提供が必要である。
- ・行政内での情報共有が十分になされていないように感じる。ひとり親や障害児のいる家庭、外国人等、手続きや相談に来ている保護者の状況に応じて、他部署の情報も含め必要な情報を積極的に提供してほしい。
- ・子育て支援ホームページ等での情報提供を充実してほしい（ホームページ掲載の遊び場・イベント情報の充実、フェイスブックや電子メール等の活用 など）。

■ 子育てに関わる経済的負担の軽減について

- ・教育・保育にかかる費用負担を軽減してほしい。
- ・多胎児のいる家庭の経済的負担を軽減してほしい（妊婦健診の回数が増えるため補助券が足りない、オムツ等の備品の負担も大きい など）。
- ・外国に比べて日本の子育て費用負担は大きい。中学生以上も教育費がかかるため経済的な支援を充実してほしい。

■ 子連れにやさしい環境づくりについて

- ・ 休日（土日）に子どもを遊びに連れて行けるところが少ない（子育て交流プラザくるるんに集中、地域子育て支援センターは日曜閉館している など）。
- ・ 子ども連れに配慮した施設や設備が少ない（子連れで行けるスーパーや飲食店等が少ない、父親も入れる多目的トイレの情報がほしい など）。
- ・ 安全に遊べる公園や遊び場が少ない。
- ・ 狭い歩道が多いなど、道路環境に不安を覚える地域がある。

5 計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯

	期 日	内 容
平成25年度	平成25年10月17日	久留米市子ども・子育て会議（平成25年度第1回）
	10月15日 ～10月27日	ニーズ調査（子育てに関するアンケート調査）の実施
	11月5日 ～11月15日	就労状況等に関するアンケート調査（幼稚園児保護者向け）の実施
	11月18日 ～12月6日	就労状況等に関するアンケート調査（小学生保護者向け）の実施
	平成26年1月30日	久留米市子ども・子育て会議（平成25年度第2回）
	2月17日 ～3月18日	子ども・子育て支援新制度施行に伴う関係5条例の策定方針に関する意見募集（パブリックコメント）の実施
	3月25日	久留米市子ども・子育て会議（平成25年度第3回）
平成26年度	5月22日	久留米市子ども・子育て会議（平成26年度第1回）
	6月16日 ～7月15日	子ども・子育て支援新制度の施行にあたって市町村が独自に定める事項に対する意見募集（パブリックコメント）の実施
	8月20日	久留米市子ども・子育て会議（平成26年度第2回）
	8月	グループインタビュー実施
	9月17日	久留米市子ども・子育て会議（平成26年度第3回）
	12月17日	久留米市子ども・子育て会議（平成26年度第4回）
	平成27年1月7日	久留米市子ども・子育て会議（平成26年度第5回）
	1月29日 ～2月27日	事業計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施
	3月13日	久留米市子ども・子育て会議（平成26年度第6回）

(2) 久留米市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日
久留米市条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、久留米市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号の事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する重要事項を調査審議する。

- 2 子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。))をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

(会議)

第8条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、委員又は部会の申し出により、必要があると認めるときは、職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(3) 久留米市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	所属・役職等	氏名	備考
保護者	くるめ子ども・子育てフォーラム 実行委員経験者	池田 彩	
	くるめ子育て便利マップ 編集委員	草場 麻衣子	
	子育てパートナー養成講座 受講者	田中 知憂	
事業主代表	久留米商工会議所女性会 会長	津福 信子	
労働者代表	日本労働組合連合会福岡県連合会 北筑後地域協議会 副議長	久保 亮平	
子ども・子育て 支援事業従事 者（幼児教育施 設関係）	久留米市幼保連携型認定こども園協議会 会長	江頭 渡	
	久留米市私立幼稚園協会 会長	藤田 喜一郎	
子ども・子育て 支援事業従事 者（保育施設関 係）	保育所型認定こども園江上保育園 副園長	関 俊英	
	一般社団法人久留米市保育協会 理事長	武藤 好美	
子ども・子育て 支援事業従事 者（その他）	特定非営利活動法人「子育て支援ボランティアくるる んるん」 副代表理事	井上 祥子	
	特定非営利活動法人「ル・バトー」 代表理事	田町 菜穂子	
	久留米市学童保育所連合会 事務局長	橋本 英作	
	久留米市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会 第3ブロック長	藤井 まゆみ	
	久留米男女共同参画推進ネットワーク「えがりて久留 米」 会長	吉岡 マサヨ	
学識経験者	久留米大学文学部社会福祉学科 教授	菊池 正治	会 長
	久留米信愛女学院短期大学幼児教育学科 学科長	椎山 克己	副会長

(4) 久留米市子ども・子育て会議 答申

平成27年3月23日

久留米市長 檜原 利則 様

久留米市子ども・子育て会議
会長 菊池 正治

久留米市子ども・子育て支援会議における審議について(答申)

このことについて、本会議は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、先に諮問を受けた「久留米市子ども・子育て支援事業計画について」に対し、同法の基本指針における目指すべき社会の実現を念頭に置き、基本的な考え方や具体的な施策等について、全9回にわたり議論を積み重ねてきました。

当会議からの意見を踏まえた「(仮称)久留米市子ども・子育て支援事業計画案」として策定すべきものと認めたので、以下の点について、意見を添え、これを答申します。

久留米市におかれましては、本答申を踏まえて、計画の目指す姿である「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、より一層、積極的に取り組まれますよう期待しております。

記

1. 社会全体で子どもと子育てを支援していくため、久留米市に豊富にある多くの子育て支援を担っている社会的資源と協調・連携しながら、様々な事業の展開を図ること。
2. 家庭をはじめ、地域、企業、行政が一体となって計画を進めていけるように、各施策のきめ細やかな広報周知、及び各事業の着実な推進に向けた体制の充実に努めること。特に行政が子育て支援施策を推進するにあたっては、関係部局が十分な連携を図り、効率的・効果的な事業実施に努めること。
3. 計画の推進にあたっては、毎年度、計画の進捗状況についての報告を行うとともに、見直しが必要と思われるものについては、本会議の意見を聴きながら精査を行っていくこと。